

## 小松商工会議所館内並びに小松市中小企業研修会館集会室等使用規定

第1条 小松商工会議所会館並びに小松市中小企業研修会館の集会室、研修室等は当地方産業経済文化の発展と中小企業の福利向上に寄与することを目的として使用するものとする。

第2条 集会室等は概ね次に掲げる場合に使用を認めるものとする。

- (1) 産業経済及び文化の発展に関する講演会、研修会、協議会
- (2) 官公庁または学校主催の学術技芸、税務、経理等に関する諸会合
- (3) 中小企業従業員の福利向上に関する諸会合
- (4) 産業振興を目的とする経済団体の主催する会合
- (5) その他会館の目的達成上必要と認められるもの別に規定がある場合を除いて、手数料等の種類及び額は、別表のとおりとする。

第3条 入場料等を徴収する会場には貸館しない。

第4条 使用希望者は所定の許可申請書に日時、目的、その他必要な事項を記入して会館管理者を通じ小松商工会議所会頭の承認を受けなければならない。

第5条 前条により承認を受けた時は、別表に掲げた使用料金を納めなければならない。

第6条 使用を承認した後、使用希望者の都合により使用を取り消した場合には、細則に基づき違約金を徴収する。

第7条 会頭において特別な事由があると認めた時は、使用料を減免することができる。

第8条 使用者は使用中会館係りの指示を守り、会館の風紀及び秩序を維持し、他の迷惑となるべき一切の行為を慎まなければならない。

第9条 次の場合においては、会頭は使用の承認を取り消し、またはその使用を停止することができる。

- (1) 会頭において必要が生じた時
- (2) 使用者において使用承認の条件に違反した場合
- (3) 公益を害するおそれがあると認められた場合
- (4) その他使用者において不都合な行為があった場合

第10条 既納の使用料金は前条第1号の場合の外返還しない。

- (1) 会頭において必要が生じた時
- (2) 使用者において使用承認の条件に違反した場合
- (3) 公益を害するおそれがあると認められた場合
- (4) その他使用者において不都合な行為があった場合

第11条 使用者において特別な設備をなそうとする場合は会頭の承認を受けなければならない。

第12条 使用を終えた時及び第9条の規定によって使用の承認が取り消され、また使用を停止された場合は直ちにその設備を現状に復するものとする。

第13条 使用者が前項条の義務を履行しないときは、会頭においてこれを執行し、その費用を使用者より徴収するものとする。

第14条 使用が建物、器具を毀損亡失した時は、会頭の定めた価格によって賠償しなければならない。

第15条 本規定に定めるものの外必要な事項は会頭が定める。